

☆☆東京民医連☆☆ 薬害根絶の会 news

2013年5月29日発行 No.43

5/23国会要請行動に参加しました！

「抗がん剤副作用被害救済制度の創設にご理解とご協力を」という文書を持って5月23日、95名の国会議員の方々を訪問してきました。

被害救済制度の必要性は最高裁判官も認めている

イレッサ訴訟最高裁判決の中で5人の裁判官の内1人が新薬の副作用について、他2人が副作用救済制度について言及しています。

～副作用とされた症例とイレッサとの間に積極的に因果関係が認められる症例のみに基づいて判断すべきものではない(中略)副作用として指示警告が相当である場合もあるから因果関係を否定できない症例を含めて検討し、判断すべき～副作用が重篤であり、販売開始時に潜在的に存在していた危険が、その直後に顕在化した場合、使用した患者にのみ受忍を求めることが相当であるか疑問が残る。法の目的が製造者の責任を規定し、被害者の保護を図り、もって国民生活の向上と国民経済の健全な発展に寄与する事にあるならば、有用な新薬に伴う副作用のリスクを製薬業界、医療界、ないし社会的により広く分担し、その中で被害者保護、被害者救済を図ることも考えられて良いと思われる。(一部編集)

昨年厚労省での救済制度に関する検討会は資料不足を理由に休会(終会)となりましたが、この判決の内容を汲み取り、再開されることを、そしてこの制度が創設されることを願いました。



「薬いろいろ話」は次回の会議から・・・

イラスト提供「webサイト赤ずきんちゃんの家・歩・道」

薬害根絶ってなに??シリーズ第2弾! 薬害ヤコブ事件 その3

～裁判に携わった薬剤師 柏原さんとの対話(続)より～

*2000年中野での支援コンサート開催の原動力となった「わかめの会」の活動は?

★若い薬剤師、弁護士それにベテランというメンバーで月1回は池袋の法律事務所で開催を開いた。同好会みたいで、「気になるんだったら、やれることやろうよ」「次は何ができるかな」って常に考えていたし、絶対誰かが何か言いたしていた。自由にいろんなことが言い合えた。みんな呑むのが好きだった。

*同年8月に、カナダでユネスコ・世界科学者連盟に薬害について報告していますね。

★機会があって、メンバーの一人として同行した(報告は当時外企の藤井さん)。印象的な質問があった。「何で日本はこんなことを繰り返すのか。裁判を支援するなどという問題ではないんじゃないか」って。そうなんだけど・現状では草の根でやっていくしかないんだって思うしかなかった。日本には日本の事情があると労いの言葉もあった。

*今でも、今また思うことは

★医療従事者って、いつ自分が加害者になるのかわからない。はじめヤコブの原告は国企業を訴える前に「こんな風にした医者を訴える」と言っていた。個人の問題では本当の解決にはならないことを弁護士達は話していったそうだ。でも当然の思いだ。

信じられない情報が本当にあること。隠される前提で情報を見ることを実感した。それをしないことで、被害に遭った人が本当にいたのだから。

*人懐こい風貌の中にもその話には力強さがありました。医者を訴える・実は、医師を被告としたイレッサ訴訟では原告が勝訴しています。あるサリドマイド被害者も同様のことを言っていました。医療者を被告にしなかったのが、医療者にさえ薬害被害が実感されていない理由ではないかなと。心が重く重くなったのを思い出しました。

